



2025 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 東 映 ア ニ メ ー シ ョ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 木 勝 裕
(コード番号：4816、東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 伊 東 浩 治
(TEL. 03-5318-0639)

業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2022 年 6 月 24 日開催の第 84 期定時株主総会において、取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続及び一部改定を既にご承認いただいておりますが、2025 年 5 月 26 日開催の取締役会においても、本制度の継続及び一部改定について 2025 年 6 月 24 日開催の第 87 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は本日開催の取締役会において、本制度を下記 2. のとおり一部改定の上、継続することについて本株主総会に付議することを決定いたしました。
- (2) 本制度の継続及び一部改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用しています。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

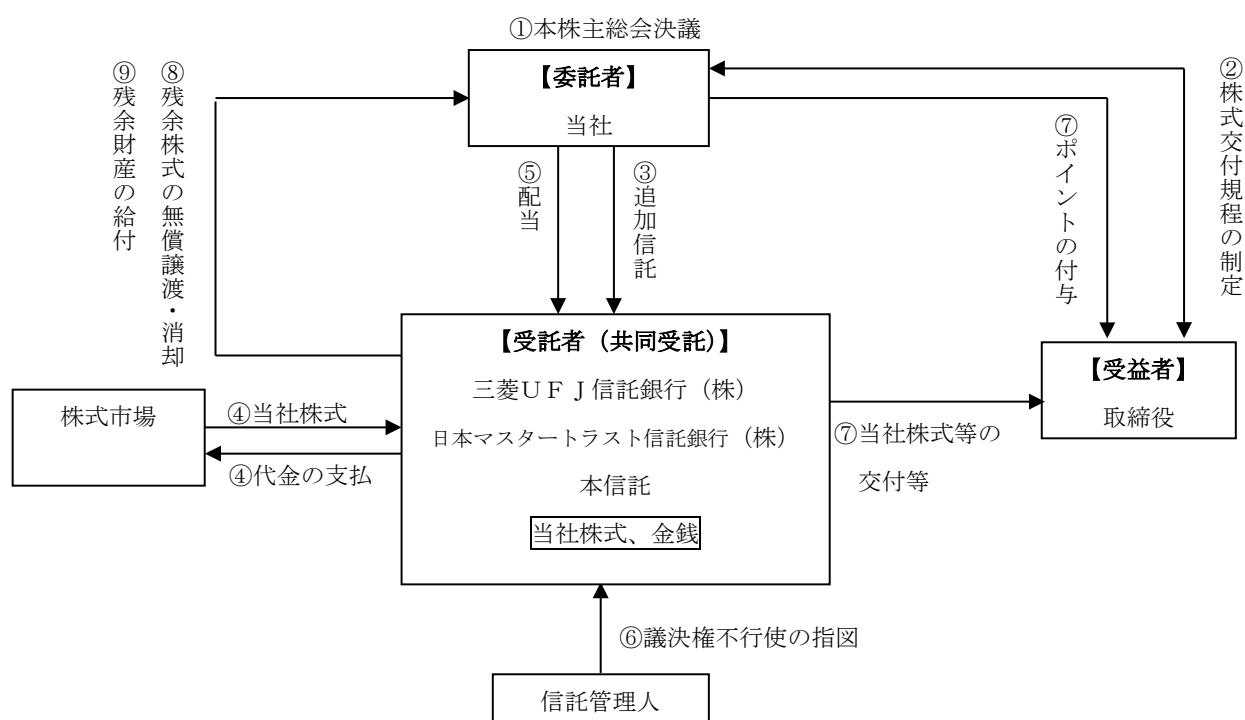
2. 本制度の一部改定について

- (1) 本制度は、取締役を対象に、取締役の報酬と、当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現への貢献意識を高めることを目的としております。今般、持続的な業績伸長及び取締役の報酬の世間水準も踏まえ、上記目的実現の蓋然性を一層高めるべく、当社は、本制度の対象となる事業年度を 3 事業年度から中期経営計画に対応する期間（以下「対象期間」という。）へと変更します。なお、当初対象期間は、中期経営計画の基盤確立期としての 2025 年度及び 2026 年度から 2030 年度までの中期経営計画期間の合計 6 事業年度とします。加えて、本制度へ拠出する金員の上限を 3 事業年度 210 百万円から 1 事業年度あたり 120 百万円（当初対象期間においては 6 事業年度 720 百万円）へ、また取締役が付与を受けられることができる 1 事業年度あたりのポイント上限を 18,000 ポイントから 55,000 ポイントへと改定いたします。
- (2) 当社は、2025 年 8 月 31 日に信託期間が満了する設定済みの本制度について、信託契約の変更及

び追加信託を行うことにより、信託期間を6年間延長し、本制度を継続します。本制度の継続後の対象期間は、2026年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの6事業年度とします。その他の本制度の詳細につきましては、2019年4月24日付「役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

- (3) 当社は、本制度の実施のため設定したBIP信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託の設定に代えて、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

3. 本制度の概要



- ①当社は、本株主総会において、本制度の継続及び一部改定に関する承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定します。
- ③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を受託者に追加信託し、本信託の信託期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、役位及び営業利益等の業績目標の達成度等に応じて毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、付与されたポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	専門実務家であって当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2019年8月1日
⑧信託の期間	2019年8月1日～2025年8月31日 (2025年8月1日（予定）の信託契約の変更により2031年8月31日まで延長予定)
⑨制度開始日	2019年8月1日
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限金額	720百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	2025年8月6日（予定）～2025年8月29日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上